「若者意欲就農喚起　ガイドブック」資料印刷仕様書

１　冊子名　　若者意欲就農喚起　ガイドブック

（１）サイズ等　Ａ４版　　　１２ページ　菊版76.5kg コート紙　４色刷り

　　（２）印刷等　　データ支給であるが、若干の調整が必要（複数のＰＤＦを組み合わせる）。

校正２回、ページ入力依頼。中綴じ

　　（３）その他　　本仕様書に明記されていない事項については、担当者と協議の上決定する。

２　作成部数　　１０００部

３　納品期限　　令和２年１２月２５日（金）１５時

４　納品場所　　三重県農林水産部担い手支援課担い手育成班（三重県庁６階）

　　　　　　　　納入に係る費用は受注者負担とする。

５　その他

　　（１）本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。

　　（２）本契約に基づく成果物の著作権(著作権法第２７条及び第２８条に規定する権利を含む）は、成果物の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって行使しないものとする。

　　（３）見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約価格としますので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

　　（４）見積書の提出を辞退することができる。このことをもって以後の取扱において不利益を受けることはない。

（５）受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

 　　　　　ア　断固として不当介入を拒否すること。

 　　　　　イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

 　　　　　ウ　委託者に報告すること。

 　　　　　エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

　　（６）受託者が（５）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関契約からの暴力団等排除要綱第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。